

手続きをお忘れなく 東区役所(北11条東7丁目)☎741-2400

引っ越しをするときは、下表のような手続きが必要になります。ご不明な点は電話でご確認の上ご来庁ください。
区役所の受け付けは月～金曜日の午前8時45分からです。

(表内の※印は手続きのとき必要なものです)

		転出(東区から市外へ引っ越し) 特に記載のないものは東区役所での手続きです	転居(市内、区内での引っ越し) 特に記載のないものは転居先の区役所での手続きです	詳細
住 民 票		転出届(転出証明書が発行されます。新しい住所地を確認の上、引っ越し前に手続きしてください) 印鑑 本人確認ができるもの	新住所地の区で住民異動届(新しい住所地は番号または番地(枝番)まで必要。転居後14日以内に届け出) 印鑑 本人確認ができるもの	戸籍住民課
印 鑑 登 録		印鑑登録証の返還(転出届で自動的に廃印されます。必要な方は移転先で新たに登録手続きを)	新住所地への住民異動届により自動的に住所変更されます(印鑑登録証(カード)は継続して使用できます)	
転 校 (小・中学校)		今までの学校から在学証明書の発行を受け、移転先で転入届と一緒に提出	入校手続き(今までの学校で在学証明書の発行を受け、戸籍住民課で発行する入校票と一緒に指定の学校へ提出) 在学証明書	
国民健康保険		脱退手続き及び保険料の精算 転出届の際に戸籍住民課が発行する届出書 保険証 納付通知書	住所変更手続き 住民異動届の際に戸籍住民課が発行する届出書 保険証	保険年金課
国民年金	加入者	住民異動届で自動的に住所変更されます。		
	受給者	受給している年金の種類によって手続きが異なります。 札幌東社会保険事務所(☎832-5300)または保険年金課へお問い合わせください。		
児 童 手 当		受給事由消滅届の提出(このほか転出先でも手続き)	新住所地への住民異動届により自動的に住所変更されます	保健福祉サービス課
児童扶養手当 特別児童扶養手当		道内へ 転出先で手続き。 手当証書 道外へ 東区役所で住所変更手続き後、転出先で手続き。 手当証書	住所変更手続き 手当証書	
各種医療費の助成		受給者証の返還(このほか転出先でも手続き) 受給者証	住所変更手続き 受給者証	
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当		住所変更届の提出(このほか転出先でも手続き) 身体障害者手帳または療育手帳 印鑑	住所変更手続き 身体障害者手帳または療育手帳 印鑑	
身体障害者手帳 療育手帳		福祉タクシー利用券・心身障害者福祉乗車証の返還 (このほか転出先でも手続き) 身体障害者手帳または療育手帳 印鑑)	住所変更手続き 身体障害者手帳または療育手帳	
敬老手帳 敬老パス		敬老手帳・パスの返還 敬老手帳 敬老パス	敬老手帳の住所を自分で書き換えてください	
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車		廃車届(廃車証明書を発行します) 印鑑 ナンバープレート 標識交付証明書 本人を確認できるもの	住所変更手続き 標識交付証明書または廃車証明書 新しい住所を確認できるもの(住所変更済の運転免許証など) 印鑑	
軽自動車軽二輪車 (125cc超125cc以下)		転出先の軽自動車協会での手続き	札幌地区軽自動車協会での手続き (北区新川5条20丁目1-20☎768-3955)	
小型二輪(250cc超)		転出先の陸運支局での手続き	札幌陸運支局での手続き(北28条東1丁目☎731-7165)	
固定資産税		土地・家屋・償却資産の所在する区役所、市町村へ住所変更の届け出を(電話・はがきも可)		

市税で明るい環境と健康なまちづくり

「今後ますます高齢化していく日本にとって、老人福祉や医療を充実させることが重要であり、高齢者の生きがいや能力を満たすような環境づくりが大切だと思います」
「高齢化の進む日本のために明るい未来の日本のために、私たちは納税の義務をしっかりと果たさなくてははいけません」

これは、未来を担う東区の中学生の税に関する作文の一部です。

市税は、道路・公園・学校など公共施設の建設やごみ処理などの環境整備のほかに、保健福祉・医療・災害対策などさまざまな分野に使われています。特に、これからの高齢者対策は最も大切な仕事となるでしょう。

市税が確実に納付されることにより、これらの施策を計画的に進めることができます。納期内納付にぜひご協力ください。

中学生の税に関する作文入賞者

札幌市納税貯蓄組合連合会長賞

石田 恵子さん(栄町中)
玉村 加奈さん(栄町中)
林 佑果さん(札苗中)

東区長賞

元井 沙綾さん(元町中)

札幌市納税貯蓄組合連合会東区支部長賞

清水 紗世さん(栄町中)

3月は市税の滞納整理強化月間です

納付は3月中に
納付が遅れている市税は、年度末の6月中に納めましょう。

納付相談を行っています

事情があってどうしても納付が困難な方は、納付方法などについて相談を受けております。東区役所2階3番窓口へお越しください。

詳細 納税課☎741-2400

戸籍謄抄本の 名称が変わりました

3月4日から東、豊平、南の各区役所で戸籍事務をコンピューター化しました。
これに伴い、東、豊平、南の3区に本籍がある方の、「戸籍謄本」・「戸籍抄本」の名称が、「全部事項証明書」・「個人事項証明書」にそれぞれ変更されました。

この変更は、昨年コンピューター化を実施した中央、厚別、清田、手稲の各区に続くものです。

詳細 戸籍住民課戸籍係
☎741-2400 内線246